

仕様書（案）

本仕様書は、甲（福島県）が乙（受託者）に委託する下記委託業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 委託業務の名称

令和8年度しらかわならではの関わりびと創出事業（以下「本事業」という）業務

2 目的

しらかわ（県南）地域は、観光需要が回復しつつあるが、昨今の人手不足の波は観光関連事業者等にも押し寄せている。一方、地域活性化には交流人口・関係人口拡大も重要であるが、しらかわ（県南）地域に何度も足を運んでもらうためには、リピーター（ファン）の確保が必要である。

そこで、地域における短期的あるいは季節的な人手不足という課題に対し、地域外の人が短期的な労働をしながら地域を訪れるきっかけを作ることにより、人手不足の解消を図る。

また、しらかわ地域ならではの仕事への従事、滞在型観光、地域との交流等を通じて、地域との繋がりを醸成してもらうことにより、地域のファンづくり、関係人口の創出につなげる。

3 履行場所

福島県の県南地域 9 市町村（白河市、西白河郡・東白川郡の各町村）

4 委託業務の概要

地域での観光や就業、暮らし体験に関心が高い層と、短期的・季節的な人手不足を解消したい地域内事業者をマッチングするための WEB 上のプラットフォームを構築（あるいは既存のプラットフォームを活用）することにより、短期的な労働を伴う地域滞在を促す事業を展開する。

本事業を通じて、短期的に人手不足の課題を解消するだけでなく、訪れる層に地域の魅力を伝え、地域との交流機会を提供することで、地域のファンづくり、継続性のある関係人口を創出することを目標として取り組むものである。

5 委託業務の内容

（1）関係人口創出イベントの開催

県南地域の関係団体（各市町村、商工団体、観光協会等）や受入事業者、キーパーソン等を集めて、県南地域の関係人口創出を効果的に高めることをテーマとしたイベントを 2 回開催すること。

（2）プラットフォーム構築及びプラットフォーム利用料等の負担

地域での観光や就業、暮らし体験に関心がある参加者（以下、「参加者」と

いう）と、短期的・季節的な人手不足を解消したい地域内事業者をマッチングするため、WEB 上のプラットフォームを構築すること（あるいは既存プラットフォームを活用することも可能）。また、本事業の目的は、参加者と地域との繋がりの醸成であり、参加者は 1 泊 2 日以上地域に滞在する必要があるため、事業者が参加者に対し仕事（報酬）と寝床（宿泊場所）を提供するプラットフォームであること。

事業者が参加者に対して支払う報酬以外のプラットフォーム利用にあたって必要となる経費（利用手数料や保険料等）については、委託料の範囲内で負担すること（なお、宿泊に係る経費は事業者が負担とするため、委託料の範囲外とする）。

当該経費の算定にあたっては、本事業における参加人数は 20 名、1 名あたりの滞在期間は 10 日間を想定していることから、これを基に必要な金額を算定して提案すること。

なお、事業終了時までに当該経費として要した金額が提案時に算定した金額に満たなかった場合は、実績報告において精算して、委託料を減額するものとする。

（3）事業者サポート

プラットフォームを利用しようとする地域の事業者に対して、必要となるサポート（事業者への現地訪問や希望する事業者との面談による参加者募集ページの作成支援や、効果的な受入体制の整備に向けた企画内容の相談対応、受入後の継続フォロー等）を行うこと。

（4）福島県移住コーディネーター（県南地域担当）との連携

移住に関心がある参加者に対しては、福島県移住コーディネーター（県南地域担当）と連携して、県南地域への移住の魅力を紹介すること。連携内容については、福島県移住コーディネーターと協議をしたうえで、参加者募集ページに記載すること。

（5）実施報告記事作成

取り組みの成果を可視化し周知するため、また、当該地域で就業や生活する魅力を広く伝えるため、本事業を通じた実施事例の記事を作成すること。事業者、仕事体験に訪れた参加者へインタビューを実施するなどして、地域の魅力を十分に伝えられる内容となるように工夫すること。作成した記事は、SNS 等の媒体を用いるなどして効果的な形での情報発信を行うこと。

（6）その他、本事業に関する一切の業務。

※上記事項に係る全ての費用については、委託費に含むものとする。

6 成果品

- （1）上記 5 （1）～（6）の経過が分かる実績報告書
- （2）収支決算書

7 仕様変更等

（1）追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じ

た場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として乙の負担とする。

(2) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、承認を得ること。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲と乙が協議して定める。

8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。